6

△5.0

1.0

1.0

3.0

1.5

6.5

6

0

2.3

(単位:億円)

8

3.2

1.0

1.0

0

0

2.0

8

5.2

▼市立病

7

△2.0

1.0

1.0

0

0

2.0

7

0

を算出する際に計上済みのた

▶各年度の財源不足解消のための取組・対応(効果額)

A.各年度の形式収支(△は財源不足額を表す)

②職員給与のさらなる削減(令和3~5年度)

③行政改革の取組(令和3年度以降継続して実施)

・事務管理経費の削減と事務事業の見直し

④病院経営改革(令和3年度以降継続して実施)

・効率的な病床管理による病院稼働率の改善

B.財源不足解消の取組・対応計 (1~6)

財源不足の取組・対応後の形式収支(A+B)

各年度末の財政調整基金残高(取組・対応後)

に剰余金 1.5 億円を財政調整基金に積み立てるため形式収支は「0」

※令和3年度の「⑤前年度からの繰越金」

と表記しています。

※令和 5 年度は「A. 形式収支 (△9.7

①都市振興税の延長(令和3~5年度)

会計年度任用職員の配置見直し

医業収益の増収、経費の削減

⑤前年度からの繰越金

⑥財政調整基金の取崩

令和3

△11.9

8.2

1.0

1.0

1.0

**-**(\*)

0.7

11.9

令和3

0

0.8

型保育事業などの実施 ▼子ども

きています。

▶上記、財源不足解消のための取組・対応後の各年度形式収支 (単位:億円)

は、

4

△8.2

8.2

1.0

1.0

1.0

0

0

11.2

4

3.0

0.8

「A. 各年度の形式収支」

5

△9.7

8.2

1.0

1.0

1.0

3.0

0

14.2

5

3.0

2.3

## 改 件 ページの「中期財政見通し など徹底 費 0) さら した行財政改革を実施 な る 削 減 P 病 0 経営

下を回避するために、 なることによる行政サービスの低 年度以降の都市振興税延長の取扱 政改革の取組と合わせて、令和3 削減や財源確保など、新たな行財 源不足を解消するため、事務事業 を踏まえて、市では、各年度の財 のさらなる見直しをはじめ、歳出 について検討してきました。 市では、「財政健全化団体」に 財源不足額 組を強力に進めるほか、

のさらなる見直し ▼事務管理経 計年度任用職員の配置や事務事業 くとともに、 税のご負担をお願いさせていただ に0・3%の上乗せ)で都市振興 **費の削減**―などの行財政改革の取 ▼職員給与のさらなる削減

率(固定資産税の標準税率1・4% 5年度までの3年間は、現在の税

▼ 会

さらに、令和4年度と5年度に

が最も大きくなる令和3年度から

など)を進め、 料費の削減、効率的な病床管理を 報酬の確保、 行うことによる病床稼働率の改善 各年度の財源不足

の表を参照 対応していくこととします(左上 (約5億円の赤字) に

院における経営改革(適正な診療 医療機器購入費・材 積立)を行った上で、令和6年度 政調整基金へ積立(令和5年度と 生じる剰余金の一部を翌年度に財 6年度にそれぞれ約1・5億円を

## 重点プ 政 サー ロジ スの エ クト 維 にも活用 向 3

公共施設の維持・更新、下水道事 た都市振興税は、 民の皆さんに納めていただい 道路や公園など

2.3 億円)」+「B.財源不足解消の取組・対応計(14.2億円)」 で 4.5 億円の剰余金が生じますが、そのうち 1.5 億円を当年度に財政調整基金へ積み立てるため、 「財源不足の取組・対応後の形式収支(A + B)」は「3.0 億円」となります。令和 6 年度も同様 スの充実など、市がこれまで実施 上させるための財源に充てるとと してきた行政サービスを維持・向 業の推進や市立病院の医療サービ

をなす事業、

さらには、

切れ目ない支援 ▼発達に心配の 365日対応の ける二次救急医療を担う24時間 ▼待機児童を解消するための地域 ある子どもの早期発見・早期支援 ボラ」による妊娠・出産・育児の ンター」の運営
▼ 具体的には、▼伊賀地域にお 「小児救急医療セ 「名張版ネウ

料の無償化(市単独実施分)―な 総合支援ネットワークの構築 り地域交付金」 ▼地域福祉教育 くりの取組を支援する「ゆめづく 取組に活用しています。 生社会(※)の実現に向けて根幹 策・生活習慣病予防重点プロジェ ▼健康寿命の延伸に向けたがん対 ど、子どもの命と育ちを支援する 医療費の助成や第3子以降の保育 また、▼地域の自主的な地域づ 健康づくりや地域共

地域共生社会…高齢化や人口減少社会が進行していく中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け

します。

団体がつながることで、

互いに助け合い、

支え合い、

住民一人ひとりの暮らしと生きがい、

心域を共に創っていく社会手」という関係を超えて、

という関係を超えて、

地域住民

にも活用しています。 気創造、若者定住、 る「3つの重点プロジェクト(元 もに、名張躍進の土台づくりとな 生涯現役)」 機関) 仕組みについてWHO 都市振興税を活用しています。 定住支援や空家対策、

改革を行いながら、「福祉の理想とになりますが、徹底した行財政 で、 向けた取組を進めていきますの 郷」や「地域共生社会」の実現に き続きのご負担をお願いをするこ 皆さんには都市振興税について引 済状況にある中、市民や事業者の 染拡大による影響により厳しい ついて、ご理解をよろしくお 新型コロナウイルス感染症の感 都市振興税の3年間の延長に

度の向上や本市への移住者の増加進めてきたことにより、住民満足 目されるなど、成果として現れ 祉教育総合支援ネットワーク」のにつながっているほか、「地域福 域活力の創生につながる取組にも 用創出につなげる事業―など、地 こうした取組・事業を継続して が視察に訪れ世界的にも注 地域での (世界保健 ◆都市振興税の税額

都市振興税は、固定 資産税(土地·家屋· 償却資産)の標準税 率 (1.4%) に 0.3% 上乗せして賦課しま す。4月上旬に納税 通知書を送付させて いただく予定です。

<b>頁の計算例について</b>	問 課税室 €63-7437		
	標準税率(1.4%)	加算額(0.3%)	合計(1.7%)
土地(65坪程度) ※課税標準額を75万円と仮定した場合	10,500円	2,200円	12,700円
家屋(概ね築15年、延床面積40 坪程度の木造住宅) ※課税標準額を340万円と仮定した場合	47,600円	10,200円	57,800円
合 計	58,100円	12,400円	70,500円

## 都市振興税の延長にかかる 住民説明会を開催

◆事前にお申し込みが必要です。

<開催日時/会場>

① 2月11日祝午前9時30分~ 教育センター(百合が丘西 5)

桔梗が丘市民センター

③ 2月19日 金午後6時~ 防災センター (鴻之台1)

<申込方法>

ご希望の「開催日と会場」、「住所、氏名、連絡先」 をご記入の上、2月5日盈までにファクス(61 - 0815) かメール (zaisei@city.nabari.mie. jp) で財政経営室へ。電話(63 - 7403)も可。 ◎新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点か ら、事前申込制とさせていただきます。

問財政経営室 63 - 7403